

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

(関係条例)

- ① 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑧ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ⑨ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

2 主な改正内容

(1) 各条例に共通の内容

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内にある他の事業所及び施設でなくても兼務を可能とする。

(①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

イ 利用者の安全性を確保しながら事業所全体で継続的な業務改善に取り組む環境整備を行うため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。(経過措置期間：令和9年3月31日まで)(③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

※④及び⑦においては、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)特定施設入居者生活介護にのみ適用。

ウ 省令改正に伴う引用条文の条項ずれ等の整理を行う。(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

(2) 施設系条例に適用

ア 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の設置者があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること並びに1年に1回以上の見直しを行うことを義務付ける。（③、⑤）

（3）居宅系条例に適用

ア 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合は記録を行うことを義務付ける。（④、⑦）

イ （介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護において、身体的拘束等の適正化を図るための委員会の開催、指針の整備及び職員に対する研修の定期的な実施を義務付ける。（経過措置期間：令和7年3月31日まで）（④、⑦）

ウ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書により当該利用者に係るリハビリテーション情報を把握することを義務付ける。（④、⑦）

エ （介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）特定福祉用具販売について、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて利用者に十分説明することを義務付ける。（④、⑦）

オ （介護予防）居宅療養管理指導について、虐待防止に関する措置（虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び虐待防止担当者の設置）及び感染症又は非常災害が発生した場合の業務継続計画の策定等（計画の策定、研修及び訓練の実施）に係る経過措置を令和9年3月31日まで延長する。（⑨）

3 施行期日

令和6年4月1日

※④及び⑦のうち（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（看護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）通所リハビリテーションに関する規程は、令和6年6月1日施行

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に鑑み、関係規則の規定を整備するものです。

(関係規則)

- ① 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ② 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ③ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ④ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- ⑤ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑥ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑦ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則
- ⑧ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑨ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

2 主な改正内容

(1) 各条例施行規則に共通の内容

ア 運営規定の概要等の重要事項について、原則ウェブサイトに掲載することを義務付ける。(経過措置期間：令和7年3月31日まで)(①、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

イ 入所者の病状が急変した場合等における相談及び診療体制等を確保している協力医療機関を定めることを養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、介護老人保健施設及び介護医療院に対して義務付けるとともに、軽費老人ホーム及び(介護予防)特定施設入居者生活介護に対して努力義務化する。(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、介護老人保健施設及び介護医療院の場合、経過措置期間：令和9年3月31日まで)(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

※④及び⑦においては、(介護予防)特定施設入居者生活介護にのみ適用。

ウ 年1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を指定権者へ提出することを義務付ける。(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

※④及び⑦においては、(介護予防)特定施設入居者生活介護にのみ適用。

エ 第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。(①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧)

※④及び⑦においては、(介護予防)特定施設入居者生活介護にのみ適用。

(2) 施設系条例施行規則に適用

ア ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講に努めるものとする。(③、⑤、⑥、⑧)

(3) 居宅系条例施行規則に適用

ア 介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可があった場合は、(介護予防)訪問リハビリテーションの指定があったものとみなす。(④、⑦)

イ (介護予防)短期入所生活介護及び(介護予防)短期入所療養介護のうちユニット型事業所の管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講に努めることとする。(④、⑦)

ウ (介護予防)特定施設入居者生活介護について、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを運営基準で定める。(経過措置期間：令和9年3月31日まで)(④、⑦)

エ (介護予防)特定施設入居者生活介護について、生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の人員基準を緩和する。(④、⑦)

オ (介護予防)居宅療養管理指導について、虐待防止のための措置に関する事項を運営規定に定めることに係る経過措置を令和9年3月31日まで延長する。(⑨)

3 施行期日

令和6年4月1日

※④及び⑦のうち(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(看護予防)居宅療養管理指導及び(介護予防)通所リハビリテーションに関する規程は、令和6年6月1日施行